

## 「共生」という用語の社会的活用について —その多義性と曖昧性に着目して—

### The Study of Utilization of Term “Kyosei” in Japanese Society : Focusing on Its Ambiguity and Obscurity

梅田 陽 介\* 石 倉 健 二\*\*  
UMEDA Yosuke ISHIKURA Kenji

本研究は、「共生」という用語の持つ「多義性」や「曖昧性」といった特徴に着目し、「共生」という用語の社会的活用について検討を試みるものである。共生の概念と *conviviality* や *social inclusion* といった「共生」や「共生社会」の語に翻訳される種々の欧米の概念との比較において、共生の概念には「多義的で曖昧」といった特徴がみられた。また、「共生」という用語の社会政策や企業における使われ方をみると、目指すべき社会や企業の姿の提示という形で多く用いられていたが、そこにはさまざまな内容を伴い、多義性と曖昧性という特徴が活かされていた。さらに、多義性と曖昧性について、共生の概念の背景にある思想的潮流をみると、仏教用語とも関連する日本人の伝統的発想との関連も認められた。このようなことから、「共生」という用語の多義的で曖昧な社会的活用のされ方は、日本人になじみやすく、受け入れられやすいものであると考えられた。

キーワード：共生, 多義性, 曖昧性, 共生の思想, 共生社会

#### はじめに

今日、社会において「共生」という用語は、行政、教育、企業などにおいて、基本理念や運営理念として盛んに用いられている。昨今の社会情勢をみると、インクルーシブ教育の推進、外国人就労の拡大、性的マイノリティの人権問題など、「共生」のあり方がいっそう問われるものとなっている。そこで、「共生」の用語の社会的活用について整理していくことが必要であると考え、検討を行った。

#### 1. 多義性と曖昧性

「共生」の語は、外国語には馴染みにくいようである。たとえば、語源である<sup>1)</sup>生物学の *symbiosis* の他にも、社会科学の分野においては *living together*, *coexistence*, *conviviality* などと表現されたりする<sup>2)</sup>。また共生とは、異なるもの同士の関係性ともいえるが、こうした関係性に着目した欧米の概念に *social inclusion* (社会的包摂)、*social cohesion* (社会的凝集性)、*social capital* (社会関係資本) などがみられ<sup>3)</sup>、他に *multiculturalism* (多文化共生) や *cosmopolitanism* (世界市民主義) なども共生の意味で使われることのある用語として挙げる事ができる<sup>4)</sup>。

*social inclusion* とは、1980年代から90年代にかけてヨーロッパにおいて普及した概念である。第二次大戦後、人々の生活保障は福祉国家の拡大によって追求されてきたが、1970年代以降の低成長期において、失業と不安定雇用の拡大に伴って若年者や移民などが福祉国家の基本的な諸制度(失業保険、健康保険等)から漏れ落ち、様々な不利な条件が重なって生活の基礎的なニ-

ズが欠如するとともに、社会的な参加やつながりも絶たれるという「新たな貧困」が拡大した。このように問題が複合的に重なり合い、社会の諸活動への参加が阻まれ社会の周縁部に押しやられている状態、あるいはその動態を *social exclusion* (社会的排除) と規定し、これに対応して社会参加を促し、保障する諸政策を貫く理念として *social inclusion* が用いられるようになった<sup>5)</sup>。

また、*social cohesion* とは、集団内の成員を引き止めるように作用する全体的場の力のことで、集団がそのメンバーを引きつけ、まとめあげていく魅力といったものを指すとされる<sup>6)</sup>。

続いて *social capital* とは、「信頼」、「社会規範」、「ネットワーク」といった人々の協調行動の活発化により、社会の効率性を高めることができる社会組織に特徴的な資本を意味し、従来の物的資本、人的資本などとならぶ新しい概念である。政治学者のロバート・パットナムが、イタリア北部の都市の方が南部の都市に比べて行政サービスに対する市民の満足度が高く、その背景として *social capital* の存在を指摘したことによるとされる<sup>7)</sup>。

社会学者の武谷嘉之は、「共生」の語は英語表記ですら意見が分かれる状況であり、たとえば2005年に設立された「共生社会システム学会」の英語表記が「The Association for Kyosei Studies」のように日本語がそのまま使われており、また、生物学用語の *symbiosis* は共生と訳すが、共生は *symbiosis* と訳せないという状況は、日本では「共生」に *symbiosis* 以外の意味を強く含ませていることの象徴だとしている<sup>8)</sup>。

さらに、「共生社会論」は *social inclusion* と高い親和性を持っているとしたうえで、日本において共生が社会



長期計画」(第1次計画、1993～2002年度)における重点施策実施計画「障害者プラン」(1996～2002年度)の基本理念となる。そして、そこでは①地域で生活するために、②社会的自立の促進、③バリアフリー化の促進、④生活の質(QOL)の向上、⑤安全な暮らしを確保、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流といった、ノーマライゼーションの理念に沿った7つの視点が設けられた<sup>16)</sup>。

また、ソーシャル・インクルージョンの理念については先に触れたが、「インクルージョン」という言葉は本来「包含、包み込むこと」を意味し、教育及び福祉の領域においては「障害があっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている<sup>17)</sup>。

このインクルージョンの理念が目された契機として、1994年にスペインのサラマンカで開催されたユネスコの「特別ニーズ教育世界会議」で採択し宣言された「サラマンカ声明」によるところが大きい。この声明では教育は障害児を含むすべての子どもたちの基本的権利であると認めている。そして、教育制度をインクルーシブなものとし、すべての児童の多様性を考慮して策定することを求めている。この声明を背景に、2006年に採択された障害者権利条約ではインクルーシブ教育が保障された。

2007年に障害者権利条約に署名(批准は2014年)したわが国は、先に触れた2012年の中央教育審議会の初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」において、①(共生社会の形成に向けた)特別支援教育の推進、②就学先決定等に関わる支援、③合理的配慮および基礎的環境整備、④多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、⑤特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等といった、インクルージョンの理念に沿って行うべき5点を挙げ<sup>18)</sup>、大きな改革に取り組んでいる。

## (2) 共生の理念に近接する社会理念

内閣府による「障害者基本計画」(第2次計画、2003～2012年度)には、わが国の障害者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーションの理念」のもとに推進されてきたとあるが<sup>19)</sup>、ここで「目指すべき社会」として「共生社会」の文言が掲げられている<sup>20)</sup>。

また、中央教育審議会の初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」がインクルージョンの理念のもとに進められていることについては前項でみたところであるが、ここで、特別支援教育の推進は「共生社会の形成に向けて」のものであるとされ<sup>21)</sup>、報告のタイトルにもその文言が示されている。

2012年に成立した「障害者総合支援法」<sup>22)</sup>には、2011年に成立した「改正障害者基本法」<sup>23)</sup>を踏まえて新たな基本理念が盛り込まれた。これらの法律は障害者

権利条約の批准に向けて整備された国内法にあたるが、それらの理念の詳細をみていくと興味深い。

たとえば、障害者総合支援法の基本理念をみてみると、

- ①障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、
- ②全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、
- ③全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより、
- ④社会参加の機会が確保されること及び、
- ⑤どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、並びに
- ⑥障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

とある<sup>24)</sup>。ここでは、まず①の基本的人権が前提としてあり、続いて障害者権利条約の内容に含まれる③のインクルージョンの理念、④の社会参加の機会、⑤の選択の機会、⑥の社会的障壁の除去、と多様な理念がみられる。そして、それらは②の「共生社会実現」のための理念として用いられている。

このように、共生社会政策の理念としてノーマライゼーションやリハビリテーションの理念、あるいはインクルージョンといった共生の理念に近接する社会理念がしばしば用いられる。そして、それらは「共生社会」という「目指すべき社会」の下位理念という形で活用されている。また、そうした下位の理念には、前項でもみたように具体的な政策内容を伴っているのが分かる。

## 3. 企業における「共生」という用語の活用

企業においても共生という用語は経営の基本理念として多く用いられ、経営学者の宮川清が国内企業に対して行った調査では、企業理念や社是・社訓等の内容に「社会との共生」が74%もの企業にみられた<sup>25)</sup>。

また、日米欧間の経済社会関係の健全な発展をめざして1986年に創設された「経済人コー円卓会議(CRT: Caux Round Table)」が策定した「企業の行動指針」にあるように、共生の理念が国際的な経済活動における行動規範として用いられている例もある<sup>26)</sup>。

企業での用いられ方をいくつかみてみると、たとえば創業51年目の1988年に「共生」を企業理念とした<sup>27)</sup>「キャノン」は、「私たちは、この理念のもと、文化、習慣、言語、民族などの違いを問わず、すべての人類が末永く

共に生き、共に働き、幸せに暮らしていける社会をめざします」とし、共生の対象としては、顧客、地域社会、国、それから地球や自然を挙げている<sup>28)</sup>。

また、1988年設立の生活協同組合である「グリーンコープ（生活協同組合グリーンコープ生活協同組合連合会）」は、設立当初より「共生」を基本理念に掲げ、「それぞれに生かし生かされ、支え合って共に生きる『四つの共生』。この理念がいつもグリーンコープのバックグラウンドにあります」としている。ここにある「四つの共生」とは「自然と人」、「南と北」、「女と男」、「人と人」であり、リユース、民衆交易、子育て応援、ワーカーズ・コレクティブや福祉活動組合員基金などの取り組みがなされている<sup>29)</sup>。

このように、企業理念における共生理念にも広い共生の対象範囲と多くの意味を持つことをみることができる。

以上、社会政策と企業における共生という用語の活用をみてみると、社会福祉学者の三谷嘉明が人間社会において広く「共生」が論議されていることを挙げたうえで、「それだけに、広範囲・多様に論議される『共生』の概念はその定義が多義的・曖昧なだけに、かえってあらゆる思想を結集させる力がある」と指摘するように<sup>30)</sup>、共生の概念の「多義的で曖昧」という特徴が活かされているといえる。

#### 4. 「共生の思想」における多義性と曖昧性

##### (1) 共生の概念の背景にある思想的潮流

実は日本において「共生」は仏教用語としての意味あいも持つ。浄土宗の僧侶であり仏教学者の椎尾弁匡が1922年に仏教運動として共生運動を始める際に用いた造語とされ<sup>31)</sup>、椎尾はそれを「ともいき」と呼んだが、現代用語としての「共生」の語源ともいわれる<sup>32)</sup>。そして1987年、椎尾に影響を受けた建築家であり思想家の黒川紀章が『共生の思想』を著したことが一般的な用語としてさらに広まるきっかけとなる<sup>33)</sup>。

その黒川は「共生の思想」について、「仏教思想を含みながらも、はるかに広い世界の領域へと拡大された新しい思想と考えている。むろん生物学でいう共棲(共生)と同じではない。それに、仏教思想にルーツがあるとしても、仏教は決して排他的な宗教ではなく、あらゆる日本文化の形成の過程で日本的な生活の様式、美意識のなかに同化されてきた。(中略) 共生の思想には日本文化の伝統的発想や伝統的な美意識が深く関連している」と述べている<sup>34)</sup>。

##### (2) 「共生の思想」における多義性と曖昧性

黒川は日本文化の中にみられる「共生の思想」につながる性格として、「分離主義と二元論を包み込む視点」、「曖昧性と両義性」、「中間領域」という三点を指摘する<sup>35)</sup>。そして、分離主義<sup>36)</sup>や二元論の発想ではそれぞれの部分の機能が分離され、部分と部分との間(中間領域)にある相互間の補いあう関係が軽視されるとした<sup>37)</sup>。

たとえば、これまで社会の工業化と近代化を推し進めてきた精神的な支柱はヨーロッパの合理主義精神である。また、その合理主義精神の拠って立つところには二項対立にもとづく二元論がある。けれども、この二元論はすでに行きづまりをみせており、「精神と肉体」、「芸術と科学」、「人間と機械」、「感性と悟性」という両極を追究しつつ、両者の間に深い断層が生まれていると黒川は説く<sup>38)</sup>。そのことにより、存在そのものが本来有している両義的で未分化(曖昧)な本質が見失われることになる。しかし、日本文化にはそれらとは異なる要素がみられるというのである<sup>39)</sup>。

黒川が「共生の思想」の鍵となる概念と捉えたのは「中間領域」と「曖昧性」であった<sup>40)</sup>。現実に対立を含んだままで両者の共生関係をつくり出そうとするためには、その間に対立を緩和させる緩衝地帯が必要になる。黒川はそのような中間の緩衝地帯を、常に変化する流動的な関係が成り立つ領域という意味で「中間領域」と名づけている<sup>41)</sup>。

「共生」の理念を考えていく上でも、この中間領域と曖昧性の概念は極めて重要な意味を持つ。黒川は、これらの概念は対立する二項を共生させるための間の役割、すなわち調整機能として働くと言っている<sup>42)</sup>。

はじめに示したように、共生の在り方がいっそう問われる今日の社会において、その調整機能はいっそう必要になると考えられる。また、これらの概念は日本文化の伝統的発想と深く関連しているが故に、日本社会に受け入れられやすいと考えられる。

#### おわりに

今後、「共生」の理念の重要さは増していく。多義性と曖昧性は短所もあるが、社会的活用の上では長所が上回っていると考えられる。筆者らとしては日本文化の伝統的発想とのつながりを更に検討し、日本文化、日本社会と「共生」の理念の親和性の根幹を明らかにすることが「共生」の理念を社会の発展に活用していくために必要なことと考えている。

#### 注

- 1) ドイツの植物病理学者であるアントン・ド・バリーが生物の共生を意味する新述語「symbiosis」を1879年に発表したのが「共生」の語の誕生とされる。日本においては1888年に植物学者の三好学が紹介したのが最初とされる。久保輝幸(2009) Lichenは如何にして地衣と翻訳されたか. 科学史研究, 48, 1-10.
- 2) 三重野卓(2008) 共生社会の理念と実際. 東信堂, i.
- 3) 同書, ii.
- 4) 権五定・斎藤文彦編著(2014) 「多文化共生」を問う直すーグローバル化時代の可能性と限界. 日本経済評論社, ii - iii.
- 5) 内閣府「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム(2011) 第22回社会保障審議会資料 社会的包摂政策を進めるための基本的考え方, 3.

- <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001ngpw-att/2r9852000001ngxn.pdf> (2018年10月30日閲覧).
- 6) 門脇厚司 (1999) 子どもの社会力. 岩波書店, 68-69.
- 7) 厚生労働省 (2014) ソーシャルキャピタル関連資料「ソーシャル・キャピタルに関する基本的な講義」.  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000092042.html> (2018年10月30日閲覧).
- 8) 武谷嘉之 (2012) 共生社会史の可能性と必要性—共生をキー概念とした社会経済史学の試み—. 奈良産業大学「産業と経済」, 25 (1), 109.
- 9) 同論文, 109.
- 10) 日本学術会議 アジア・太平洋地域における平和と共生特別委員会 (1997) アジア・太平洋地域における平和と共生特別委員会報告, 431.  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/16pdf/1669.pdf> (2018年10月30日閲覧).
- 11) 武川正吾 (2008) 「フロアを交えた討論」でのコメント. 三重野卓 (編), 前掲書, 150-151.
- 12) 武谷嘉之, 前掲論文, 108-109.
- 13) 厚生労働省, 「地域共生社会」の実現に向けて) の頁.  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184346.html> (2018年12月1日閲覧).
- 14) 厚生省 (1996) 厚生白書, 第1編第2部第1章第1節.  
[https://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/06.pdf](https://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/hakusho/kousei/1996/dl/06.pdf) (2018年12月1日閲覧).
- 15) 同書, 第1編第2部第1章第1節.
- 16) 内閣府 (1995) 障害者プランの概要～ノーマライゼーション7か年戦略～.  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/plan.html> (2018年12月1日閲覧).
- 17) 内閣府 (2010) ユースアドバイザー養成プログラム (改訂版), 第4章第1節の4.  
[https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua\\_mkj.html](https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/h19-2/html/ua_mkj.html) (2018年12月1日閲覧).
- 18) 文部科学省 (2012) 中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm) (2018年12月1日閲覧).
- 19) 内閣府 (1993) 障害者基本計画 (第2次計画), 「はじめに」の項.  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kihonkeikaku.html> (2019年2月17日閲覧).
- 20) 同計画, 「基本的な方針 (考え方)」の項.
- 21) 文部科学省, 前掲報告, 「共生社会の形成に向けて」の項.
- 22) 正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」である。「障害者自立支援法」が一部改正・改題された。
- 23) 障害者に関する法律や制度について基本的な考え方が示されている。
- 24) 障害者総合支援法, 第一条の二.  
[http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000123](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000123) (2019年2月17日閲覧).
- 25) 宮川清 (2006) 「企業理念」と「ブランド構築」—その現状と課題—. 広告科学, 47, 71-72.
- 26) 経済人コー円卓会議 (The Caux Round Table, CRT) (1994) 企業の行動指針, 序文.  
[http://crt-japan.jp/files2014/1-0-about/pdf/principles\\_of\\_business.pdf](http://crt-japan.jp/files2014/1-0-about/pdf/principles_of_business.pdf) (2019年2月14日閲覧).
- 27) 宮坂純一 (2016) 共生企業への途を展望する—CSRと「制度としての」資本主義—. 社会科学雑誌, 14, 7-8.
- 28) キヤノン「企業理念・キヤノンスピリット」の項.  
<https://global.canon/ja/vision/philosophy.html> (2019年3月18日閲覧).
- 29) グリーンコープ「グリーンコープの基本理念」の項.  
<https://www.greencoop.or.jp/about/> (2019年2月14日閲覧).
- 30) 三谷嘉明 (2003) 障害を持つ児・者の教育・福祉思想のパラダイム転換—共生思想の可能性—. 北陸法学, 10 (3・4), 63.
- 31) 水谷幸正 (1999) 仏教・共生・福祉. 思文閣出版, 119.
- 32) ムコパディヤーヤ (2006) 仏教思想としての「共生」—その解釈と実践—. 人間文化研究所年報, 1, 9.
- 33) 嵩満也 (2014) 仏教は共生を語るのか?. 権五定・斎藤文彦 (編著), 前掲書, 17.
- 34) 黒川紀章 (1996) 新・共生の思想. 徳間書店, 3.
- 35) 黒川紀章 (1987) 共生の思想. 徳間書店, 第2, 4, 6章.
- 36) 黒川は二元論における分離や住宅や都市における機能にもとづく分離, また高齢者や障害者, 年代といった階層における分離など広義でとらえている。
- 37) 黒川紀章 (1987), 63-65.
- 38) 同書, 326-328.
- 39) 同書, 44-87.
- 40) 同書, 188-189.
- 41) 同書, 188-192.
- 42) 同書, 188-192.